

られつ、あることは周知の事実である故に本案を提出する所である

方法

- 一 同盟本部の講師派遣に就ては従来と同様に
 - 二 組合本部の隔月の講師派遣を廃止し本部の任意となすこと
- 但し最近設立の支部に対シテハ本部其責任ヲ負フ
ヘ教育ニ務ムルコト

関東醸造労働組合第五回大會

爭議應援統制ニ関スル決議案 本部提出

説明者 堀越梅男

労働爭議の勝利は多くの應援に有ることはもうすまやも
友のことでもあります。然し而して今日我ら労働運動の過去
の歴史を見る時に其基礎不充分にまか、はらず労働爭議の実見
を致すに組合本部の通報がなすにまか、はらず各支部が自由に應
應闘士を送り又は應援金を送り又其の爭議を有利に解決せ
しめなければいとも其應援費用のためは支部が破壊されし
例も少なくないのがあります。斯の如き努力を空費するこ
とは我等組織労働者の取るべきことではない。
我等は少ななき犠牲を以て多くの利益を得ることが我
組合運動の上に最も必要なことであるが故に本案を提出